別紙２

意見公募要領

１　意見公募対象

電波法施行規則の一部を改正する省令案（別紙１）

２　意見公募の趣旨・目的・背景

近年、政府全体として、個々の行政手続やこれに関する行政機関の事務が一貫してデジタルで完結する「デジタルファースト原則」を推進しています。電波法に基づく行政手続についても、免許人等及び行政機関の双方の業務の更なる迅速化や効率化、コスト削減に資するデジタル化を更に推し進める必要があります。

こうした背景の下、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和７年法律第 27 号。以下「改正法」という。）に基づき、国、独立行政法人及び包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者は、無線局の免許等関連手続について、書面による手続を廃止して、電子申請等により行わなければならないこととしており、令和８年４月１日に、国、独立行政法人及び携帯電話事業者等を対象とした無線局の免許等関連手続の電子申請義務化に係る法律及び省令が施行されています。

今般、無線局の免許等関連手続の電子申請義務化を段階的に進行するため、改正法に定める相当数の無線局を開設している者として「基幹放送局の免許人」を追加するための「電波法施行規則の一部を改正する省令案」を作成しましたので、当該制度改正案に対して意見募集を行います。

完全デジタル化（電子申請・免許記録等のインターネット閲覧等）を進めることにより、免許等の交付までの迅速化や利便性の向上等が実現し、申請者・免許人等及び総務省の双方の業務の更なる迅速化や効率化、コストの削減等が推進されます。

３　資料入手方法

準備が整い次第、e-Gov(https://www.e-gov.go.jp)の「パブリック・コメント」欄及び総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

４　意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期間内に提出してください。

下記（２）又は（３）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期間内に提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）e-Gov(https://www.e-gov.go.jp/)を利用する場合

e-Gov（https://search.e-gov.go.jp/）の意見提出フォームから御提出ください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：　kikaku2_atmark_soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課　あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、@に修正の上、お送りくださいますようお願いします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（１）の e-Gov を極力御利用くださいますよう、御協力をよろしくお願いいたします。
※メールに直接意見を書き込んでくださいますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。
※電子メールの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

（３）郵送する場合

〒100-8926　東京都千代田区霞が関２－１－２
総務省総合通信基盤局電波部電波政策課　あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

〇ディスクの種類：CD－R、CD－RW、DVD-R 又は DVD-RW
〇ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）
〇ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。
なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

５　意見提出期間

令和８年 11 月 28 日（土）から同年 12 月 28 日（月）まで（必着）
（郵送による提出の場合、締切日の消印有効）

６　留意事項

・意見が 1,000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課にて配布又は閲覧に供します。
・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公に

することがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口
総務省総合通信基盤局電波部電波政策課
担　当：景山課長補佐、永井係長、角田主査、川上官
電　話：03-5253-5874
電子メールアドレス：kikaku2_atmark_soumu.go.jp
※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。
メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意　見　書

年　　月　　日

総務省総合通信基盤局
　電波部電波政策課　あて

郵便番号
（ふりがな）
住所（所在地）
（ふりがな）
氏名（法人又は団体名等）（注１）
電話番号
電子メールアドレス

「無線局の免許等関連手続の電子申請義務化に係る制度改正案に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注１　法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。
注２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見
（例）○○規則 第○条	